

西表島の観光管理に関する 住民説明会

環境省 西表自然保護官事務所
林野庁 沖縄森林管理署
沖縄県 世界自然遺産推進室
竹富町 世界遺産推進室

日時	会場
1月20日（月） 19:00～21:00	上原多目的集会施設
	祖納公民館
1月21日（火） 19:00～21:00	古見の浦の里
	竹富町離島振興総合センター
1月22日（水） 19:00～21:00	白浜海人の家
	船浮多目的施設

本日の説明会の趣旨

- 西表島にとって、観光は主要産業である一方、自然環境や島民の生活への影響もある。
- 西表島の観光をより良いものにしていくための、取り組みを行っているので、その内容についてご説明し、意見交換をしたい。

本日の進め方・説明内容

- 観光に関連する現状、課題
- 西表島全体の観光管理の方針や主な取組について
(西表島として観光客をどのように受け入れるか)
 - 持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画
 - 利用者負担の仕組みと管理組織の検討

質疑応答・意見交換

- 自然体験利用や観光ガイドのルール等について
(島の中での秩序ある観光のために)
 - 西表島エコツーリズム推進全体構想
 - 竹富町観光案内人条例

質疑応答・意見交換

観光の現状：観光客数の推移

- 西表島には多くの観光客が訪れている（現状約30万人）
- ここ数年は減少傾向だが、短い期間で変動する傾向がある
- 世界遺産登録の動きによって観光客が増える可能性がある



西表島の入域観光客数の推移

観光の形態

- 日帰り観光が多い（宿泊率22%）
- 東部を中心とした周遊型観光、西部を中心とした自然体験型観光があり、近年は自然体験型観光が増えている。

西部

年間7.2万人

自然体験型観光中心



東部

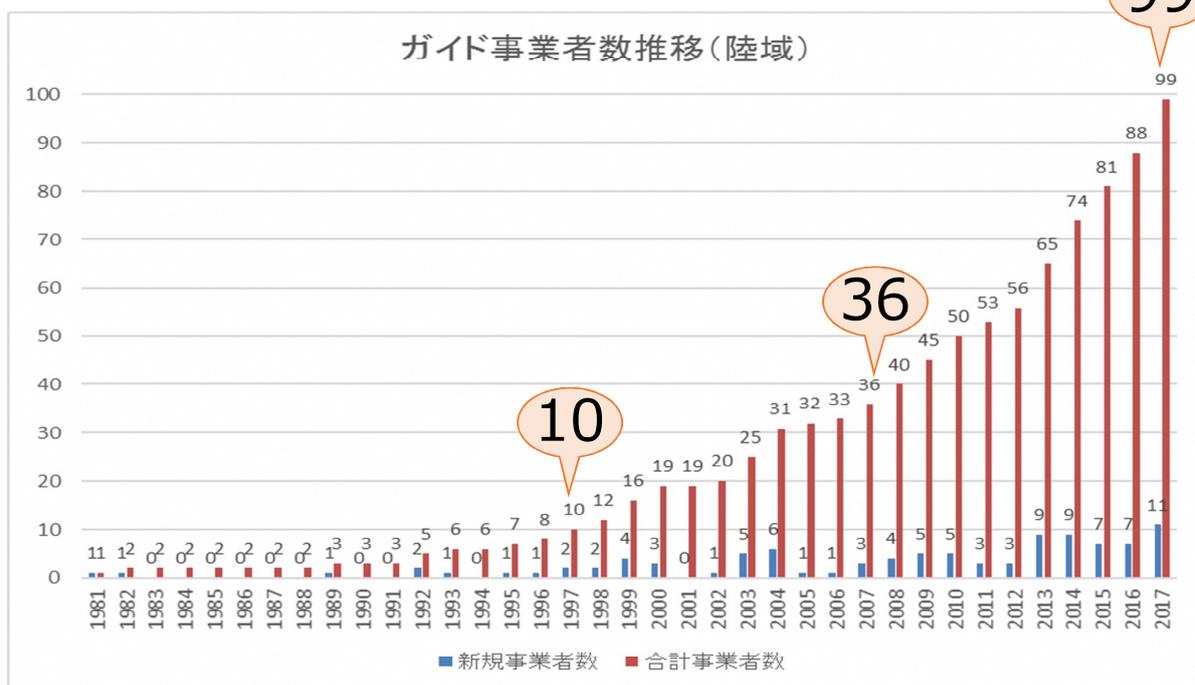
年間22.9万人

周遊型観光中心



自然体験型の利用の増加

【ガイド事業者数推移】



○ 近年、ガイド事業者数が急増している。

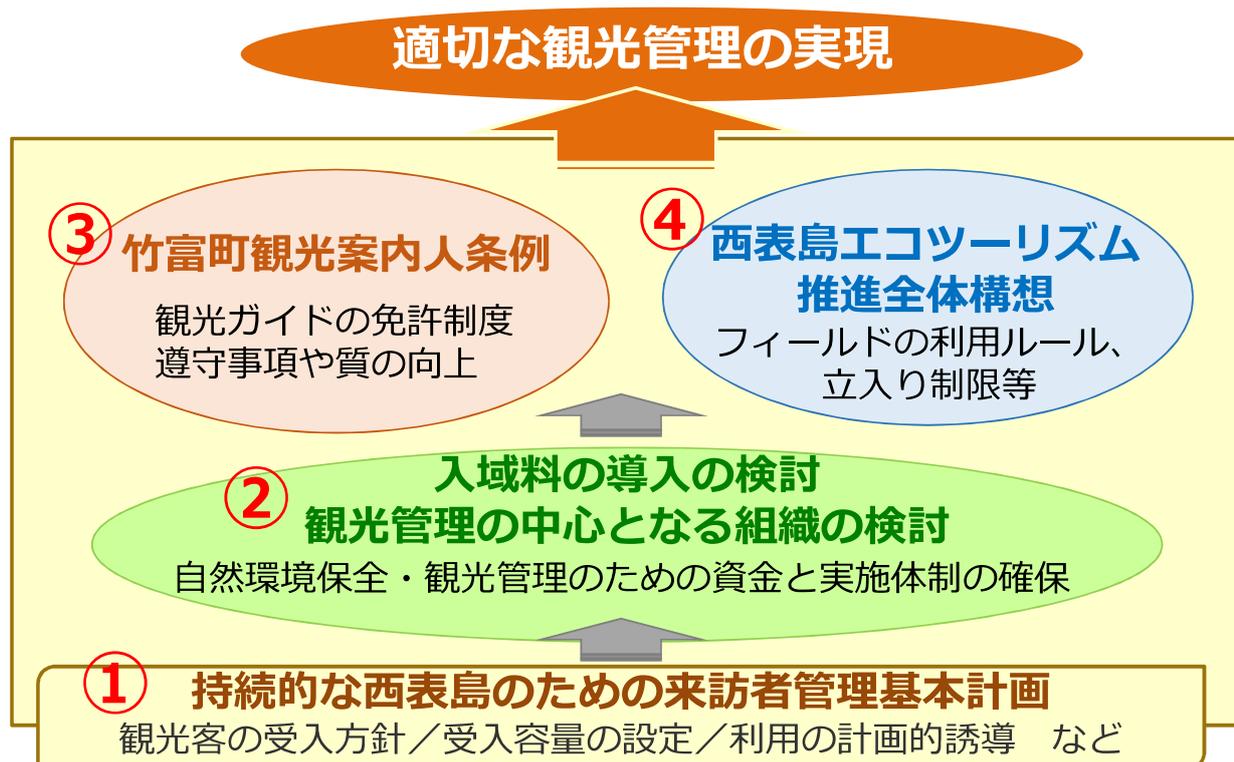
観光と関連する課題

環境・住民生活・経済 への影響がある／懸念される

- ヤマネコ等の交通事故
- 山や沢の無秩序な利用
- 動植物の密猟、盗掘
- 一部の質の低い観光ガイド
- 定期船や港の混雑
- インフラの不足
- 観光客のマナー
- 地元への波及効果
- 宿や飲食店の不足

7

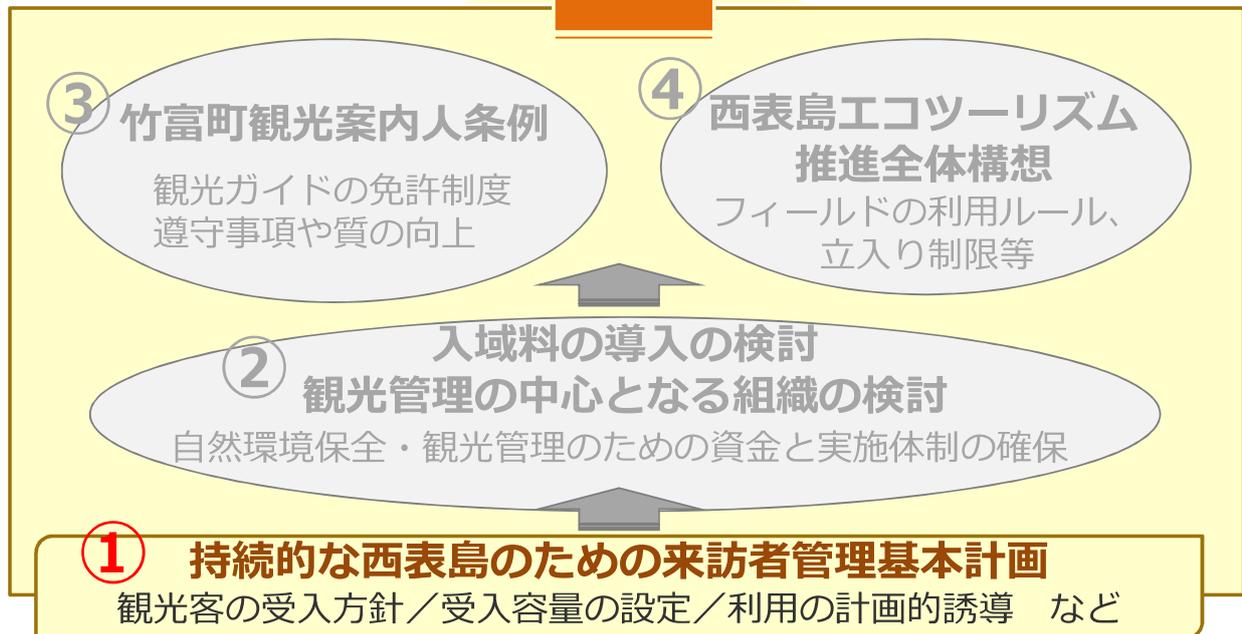
西表島における観光管理の枠組み



8

西表島における観光管理の枠組み

適切な観光管理の実現



9

※作業部会の（案）

西表島における来訪者管理の目標と考え方

目標

観光による環境・住民生活への影響を抑制するとともに、
観光による地域社会への波及効果をさらに広げ
誇りある島の自然と暮らしを将来にわたって守り受け継ぐ。

基本的考え方

1. 年間の受入観光客数の管理
2. ピーク時の1日あたりの受入観光客数の管理
3. 日帰り型観光から滞在型観光への移行
4. 住民生活への影響と効用を計る指標の設定

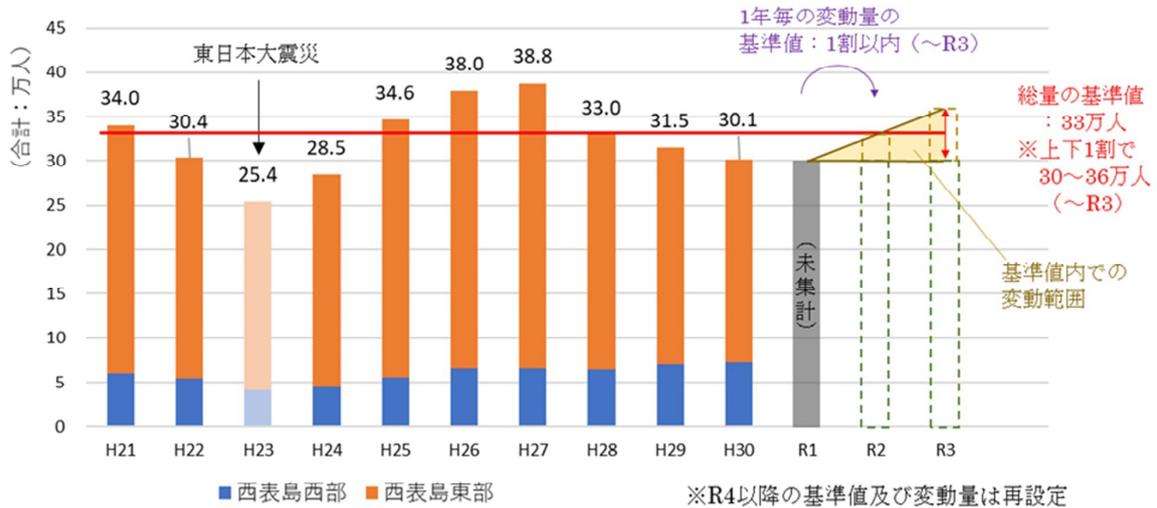
10

1. 年間の受入観光客数の管理

西表島に来る観光客が増えすぎないようにする

指標

- 年間入域観光客数の基準値 = 年間33万人（10年平均）
- 1年毎の入域観光客数の変動量の基準値 = 1割



2. ピーク時の1日あたりの受入観光客数の管理

ピーク時期の観光客数を抑制し、時期を分散させる

指標

- 1日あたりの入域観光客数の基準値 = 1,230人
- ※基準値は、渇水の問題を踏まえて、水道供給能力をもとに試算した



3. 日帰り型観光から滞在型観光への移行

- 観光客の数より質を重視し、観光によって生まれる収益や雇用が地域の社会経済や環境保全を支えていく仕組みを構築する。

指標 観光客の宿泊率及び平均宿泊日数

項目	平成27年度
宿泊率	22%
平均宿泊日数（宿泊者）	1.55泊
平均宿泊日数（全体）	0.34泊

13

4. 住民生活への影響と効用を計る指標の設定

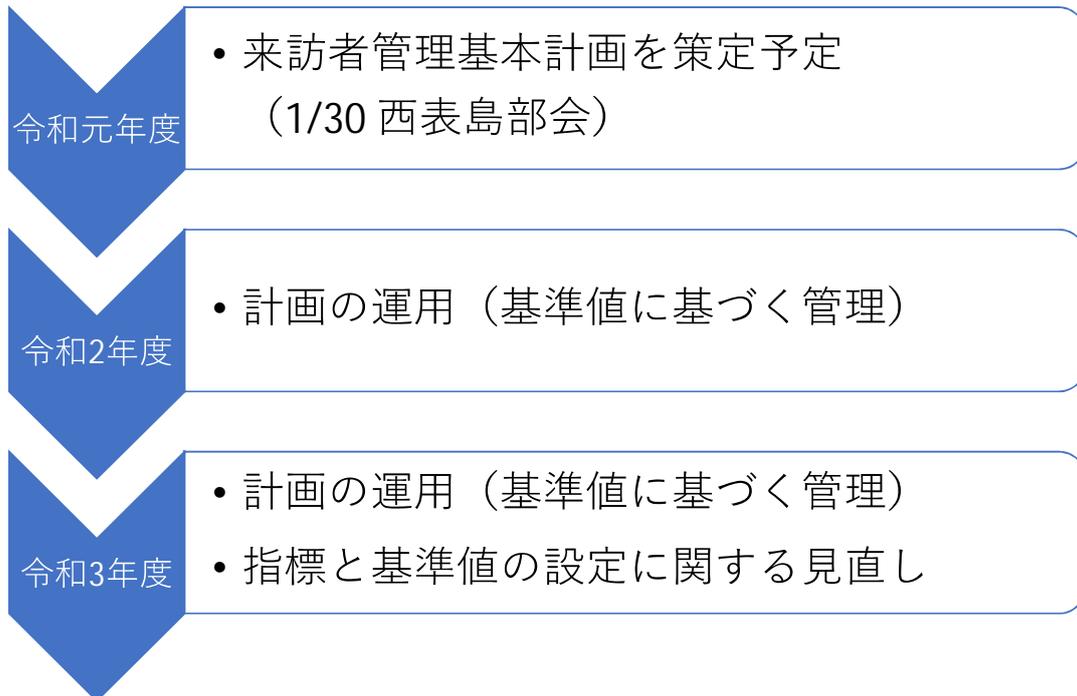
- 観光による住民生活への影響と波及効果を計る新たな指標を設定する
 - 道路交通量や車両スピードの増加
 - 遭難や事故の発生
 - 定期船や駐車場の混雑 等



- 懸念されていることについて、状況をきちんと把握し、影響の抑制と波及効果の拡大のための取組を計画的に推進していく。

14

計画策定のスケジュールと基準値設定の見直し



15

基本方針と取組

【基本方針】

方針1：西表島主導の来訪者管理体制の構築

方針2：西表島の自然を損なうことのない持続的な利用の実現

方針3：環境負荷の低減のための来訪者費用負担の導入

方針4：島の自然・生活・歴史文化に関する来訪者への積極的な情報発信

方針5：観光関連産業が地域社会や経済に貢献していく仕組みの構築

16

方針 1：西表島主導の来訪者管理体制の構築

- 来訪者の入域や島内での行動を適切に管理・誘導し、観光による環境や住民生活への影響を抑制する仕組みを作る。
- 西表島として主導的に観光客の受け入れ方針や利用のルール等を設定し、島内だけでなく島外の事業者も協力してそれを守り取り組む体制を作っていく。

主な取組 1－①

●モニタリング調査の実施と順応的管理

- 先ほど示した指標を定期的に調査
- 観光客数の指標が基準値を超えた場合には対策を講じる

●入域観光客数の急増の抑制及び来訪時期の分散・平準化

- 混雑日カレンダーの提示
- 施設や交通の事前予約制度や変動料金の設定 等

→利用の集中を避けるための手段や仕組みを導入する

17

方針 1：西表島主導の来訪者管理体制の構築

主な取組 1－②

●適切な観光管理の中心となる組織の設立 →後ほど②

●基盤施設・インフラの整備・管理

- 定期船や港の駐車場の混雑緩和の取組
- 遭難、事故防止対策（看板の設置、連絡体制の構築等）
- ヤマネコ等野生動物の交通事故防止のための道路の草刈り
- 港や利用拠点におけるトイレ・駐車場等の整備や維持管理
- ペットボトル削減等のゴミの減量化

●滞在型観光の推進

- 西表島のファンとなってくれるような、リピーターや宿泊滞在者の誘致
- 宿泊を伴うプログラムの充実

※行政と民間の協力や、民間事業者等の取組も重要

18

方針 2 : 西表島の自然を損なうことのない持続的な利用の実現

- 島内で行われる自然体験型の観光において、フィールド利用ルールや立入り制限の導入、ガイド事業者の免許制度や養成等を通じて、自然環境を劣化させない適正な利用を実現する。

主な取組 2

- 「**エコツーリズム推進全体構想**」の策定による、観光の利用ルールや立入り制限の設定 →後ほど④
- 「**観光案内人条例**」によるガイドの質の向上
→後ほど③
- 観光利用による自然環境への影響のモニタリング調査（特にトレッキングルートなど）

19

方針 3 : 環境負荷の低減のための来訪者費用負担の導入

- 西表島では来訪者の理解と協力を得たうえで来訪者費用負担の考え方を導入し、観光に伴って増加する環境負荷に応じた負担金を来訪者から徴収する。
- そして、その資金を活用して必要な環境保全のための費用に充当していく。

主な取組 3

- 自然環境の保全や基盤施設の維持管理などに活用するための費用を観光客から「**入域料**」として徴収する仕組みを構築する。 →後ほど②

20

方針4：島の自然・生活・歴史文化に関する来訪者への積極的な情報発信

- 来訪者自身が西表島における環境や住民生活への影響を意識し、地域の歴史・文化を尊重できるように、西表島の特殊性や守り尊重すべき特有のルールやマナー、島民の思い等について普及啓発に取り組む。

主な取組4

- 「西表島マナーブック」等パンフレットの配布
- 西表島の観光利用の案内を行うウェブサイト作成
- 多言語での情報提供の促進
- 西表野生生物保護センターの大規模改修
- 利用ルール周知等の機能を持つ新たな拠点施設の検討

21

方針5：観光関連産業が地域社会や経済に貢献していく仕組みの構築

- 西表島の観光に関わる事業者の地域社会への貢献度を向上させ、広く島民に周知していくとともに、観光関連産業による経済効果が地域社会全体に波及する仕組みを構築することにより、観光によって島の暮らしを支えていく。

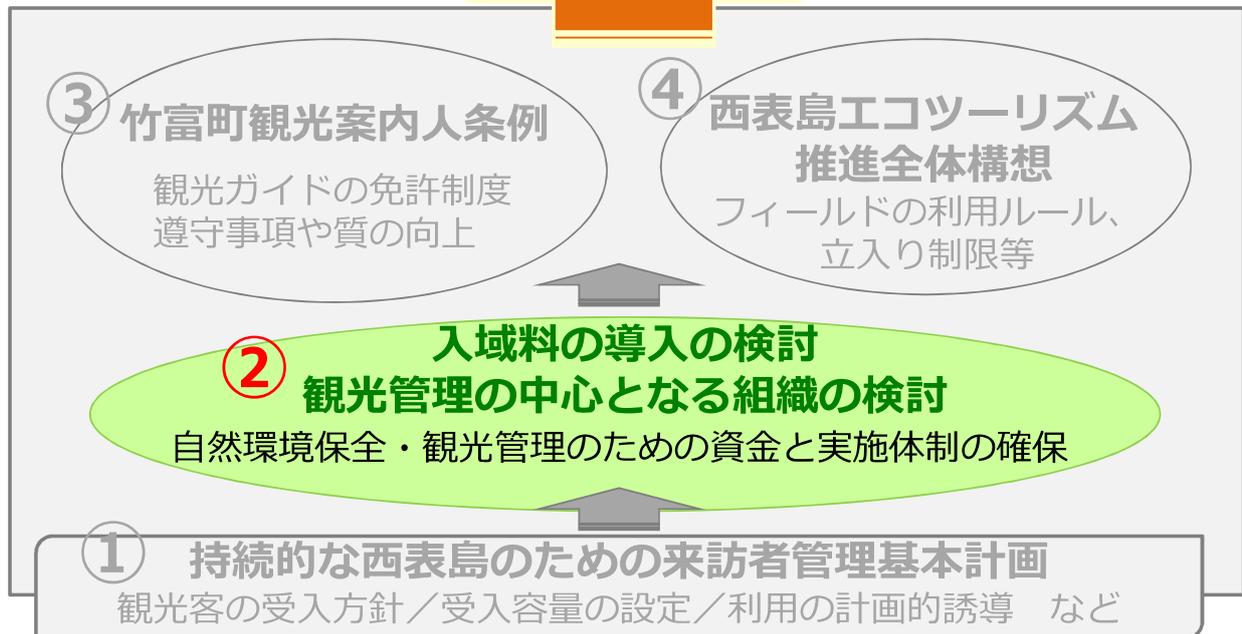
主な取組5

- ガイド事業者による地元の子供向けの自然体験活動の実施
- 地域の自然や文化と関連した寄付付き商品・ツアーの販売
- 飲食メニュー、土産物への島内産品の積極的活用

22

西表島における観光管理の枠組み

適切な観光管理の実現



23

【はじめに】

- 検討の位置付け

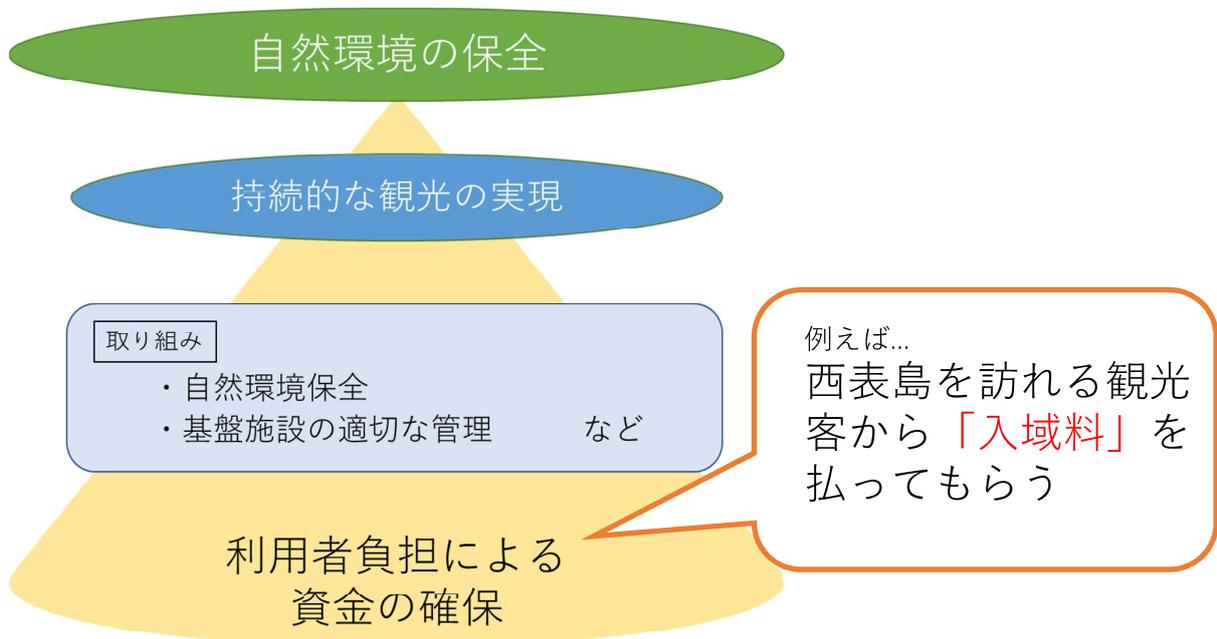
西表石垣国立公園の利用者（観光客）から国立公園の自然環境を保全するための資金を負担してもらう仕組みを構築できないか？

全国の国立公園でも同様に検討が開始されている。

24

【目的】

西表島の自然環境を保全するために、観光客などの利用者から資金を集めて必要な取り組みに使える仕組みを作る。



25

【入域料の検討の基本的な考え方】

- ① 観光推進ではなく、**自然環境保全のため（適正な利用）**
- ② 住民ではなく、**観光客に負担してもらうことが基本**
- ③ 観光客の削減ではなく、**環境保全の資金確保のため**

ゾントラベルコスト法による分析(平成31年、京都大学ほか)

金額	訪問者数	訪問者率	人数抑制効果	費用捻出効果
0円(現状)	315,300人	1.4442	0人 (0%)	0円
100円	313,734人	1.4370	1,566人 (0.497%)	3,137万円
300円	310,626人	1.4228	4,674人 (1.48%)	9,319万円
500円	307,549人	1.4087	7,751人 (2.46%)	1億5,377万円
1000円	299,989人	1.3741	15,311人 (4.86%)	2億9,999万円
3000円	271,562人	1.2439	43,738人 (13.9%)	8億1,469万円
5000円	245,829人	1.1260	69,471人 (22.0%)	12億2,914万円
10000円	191,664人	0.8779	123,636人 (39.2%)	19億1,664万円

26

【資金の使い道】

以下のような使い道を想定

自然環境保全

- ・ イリオモテヤマネコなどの交通事故対策
- ・ 自然環境への影響のモニタリング調査
- ・ 海岸漂着ごみ対策
- ・ 外来種駆除

適切な管理

- ・ 歩道や設備等の維持管理
- ・ 観光客の出す排水やゴミの処理、トイレの維持管理
- ・ 観光利用の実態調査
- ・ 西表島の観光管理や環境保全を担う組織の運営

など



写真：環境省及び沖縄県ウェブサイトより引用

【管理運営体制：組織の設立】

- ・ 入域料を管理運用する組織（財団）を設立することを想定

（仮称）西表財団の設立

- ・ 入域料の管理と運用、保全事業の実施
- ・ 観光案内人（ガイド）の免許制度の運営
- ・ 特定のエリアへの観光立入りの手続き
- ・ 自然環境のモニタリング、調査 など

西表島の環境保全および観光管理の様々な取り組みの中心となるような組織を目指す

【徴収方法の例】

① 船代に上乗せして徴収



② 観光ガイドの利用者から徴収



③ その他（観光施設利用者から徴収など）

29

【制度的な位置付け】

税金（法定外目的税）	協力金
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">安定して資金確保ができる <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none">総務省の同意が必要町の条例が必須使い道や徴収対象に制約がかかる可能性がある <p>強制力あり</p>	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">使い道や徴収対象を柔軟に設定できる法令等の裏付けは必須でない <p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none">任意徴収のため、資金確保が不安定 <p>強制力なし</p>

30

【事例1】税金の場合

「環境協力税」 渡嘉敷村

*伊是名村、伊平屋村、座間味村でも同様の税を導入済み)

- 入域1回につき100円
(住民も対象)

- 徴収方法
 - 船代、航空機代に加算

- 使い道
 - 環境美化
 - 環境保全
 - 観光施設の維持整備

*当初は住民以外を対象とすることを検討していたが、総務省との調整の結果、住民も含むこととなった



1.環境協力税の新設理由

渡嘉敷村では、これまでも集落や自然景観の美化・保全、海岸や公園などの観光資源の整備・維持に多額の費用をかけて観光産業の振興を図ってきました。しかし昨今の厳しい財政状況から経費削減の努力では、こうした費用の捻出が困難な状況であります。そこで、観光資源の適切な維持・管理、環境美化・保全に係る費用に支えるため、その一部を入域者に負担していただく『渡嘉敷村環境協力税』を創設することとしました。

2.環境協力税の概要

課税団体	沖縄県渡嘉敷村
税目名	環境協力税(法定外目的税)
課税客	旅客船等により渡嘉敷村に入域する行為
徴収の用途	環境美化・環境の保全、観光施設の維持整備に係る費用
課税標準	旅客船等により渡嘉敷村に入域する回数
納税義務者	旅客船等により渡嘉敷村に入域する者
税率	1回の入域につき100円を徴収する
徴収方法	特別徴収
収入見込額	1千万円
非課税事項	地方税法第292条第1項第9号の適用を受ける障害者 中学生以下の者
徴収費用見込額	年間:30万円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定有り

皆様のご理解とご協力をお願いします!

資料：渡嘉敷村

【事例2】協力金の場合

「富士山保全協力金」 静岡県、山梨県

- 「基本1,000円」
- 徴収方法
 - 登山道などでの現地徴収
 - インターネットでの前払い
 - コンビニでの前払い
- 使い道
 - 環境保全
 - 登山者の安全対策、サポート
- 協力率(2019年)
 - 59.8% (静岡県)
 - 67.2% (山梨県)



美しい富士山を末長く後世へ引き継ぎましょう!
ご協力をお願いします

富士山保全協力金の使い道

富士山の環境保全や登山者の安全対策のために、富士山五合目以上で行う新たな事業や、拡充する事業に役立てさせていただきます。

- 富士山の環境保全: トイレの新設・改善 ※
※山小屋のトイレの増設等に限り有効です。トイレアップは別のメニューで実施させていただきます。
- 登山者の安全対策: 救助用の状況、安全装備の配備 ※
- 登山者の対象、業務の原資としての富士山が有する価値等の情報提供 ※

金額 基本 1,000円
(子どもや障害をお持ちの方は割引いただける補助金の金額)

支払方法 現地支払
●富士スバルライン五合目総合管理センター前
●吉田口五合目山小屋付近
●富士北麓駅南口(マイカー・レンタカーのみ)

事前支払
●インターネット
●コンビニ払い

実施期間 平成26年7月1日火から
9月14日日まで

山梨県

資料：山梨県

【課題】税金の場合

安定的に多くの資金を徴収するには税金のほうがよいが...

住民からも徴収するよう総務省から指導される可能性がある

(例：渡嘉敷村など)

▶住民を含めず、観光客だけを対象として徴収できるようにしたい

→どうしても難しい場合でも、実質的に住民の負担をなくす（軽くする）方法を検討



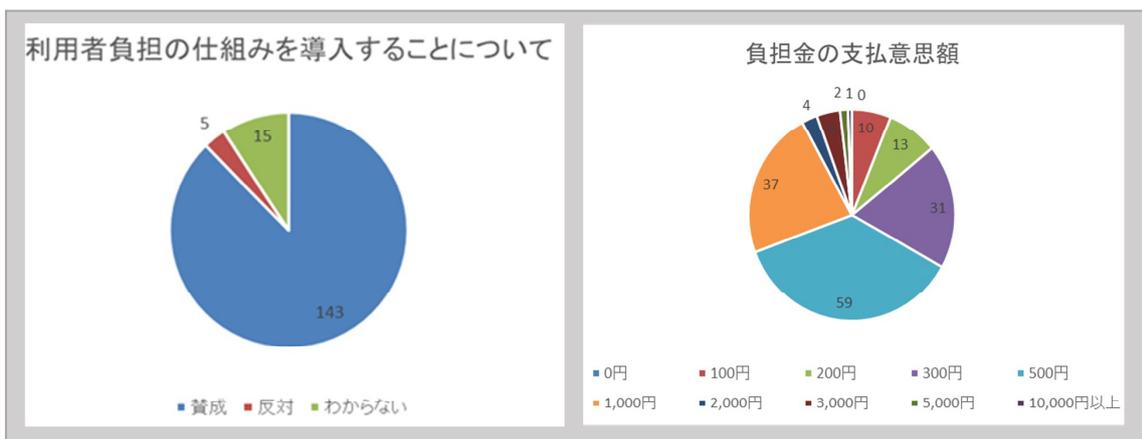
例えば...

- ・ 離島割でプラスマイナスゼロ
- ・ 還付を行って、返金する
- ・ 年1回だけ支払ってもらい、その分を何らかの形で補填 など

勉強会で考え方を整理し、役場と連携して総務省との話し合いを進めたい。

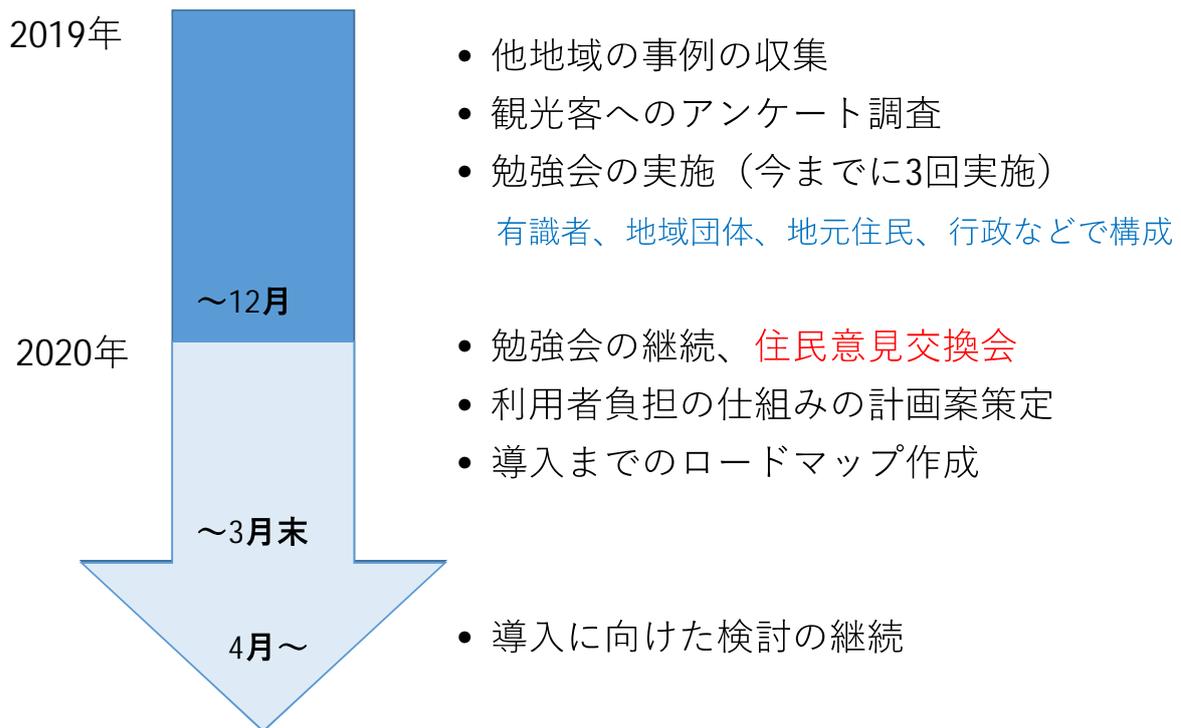
【参考】観光客の支払意思

今年度、西表島に来た観光客を対象にアンケートを実施



- ・ 入域料の徴収には大多数（約90%）が賛成
- ・ 支払意思額は500円が最多

【検討スケジュール】



35

質問・意見交換

みなさまの考えやご意見をぜひ聞かせて下さい
今後検討を進めるための参考にさせていただきます

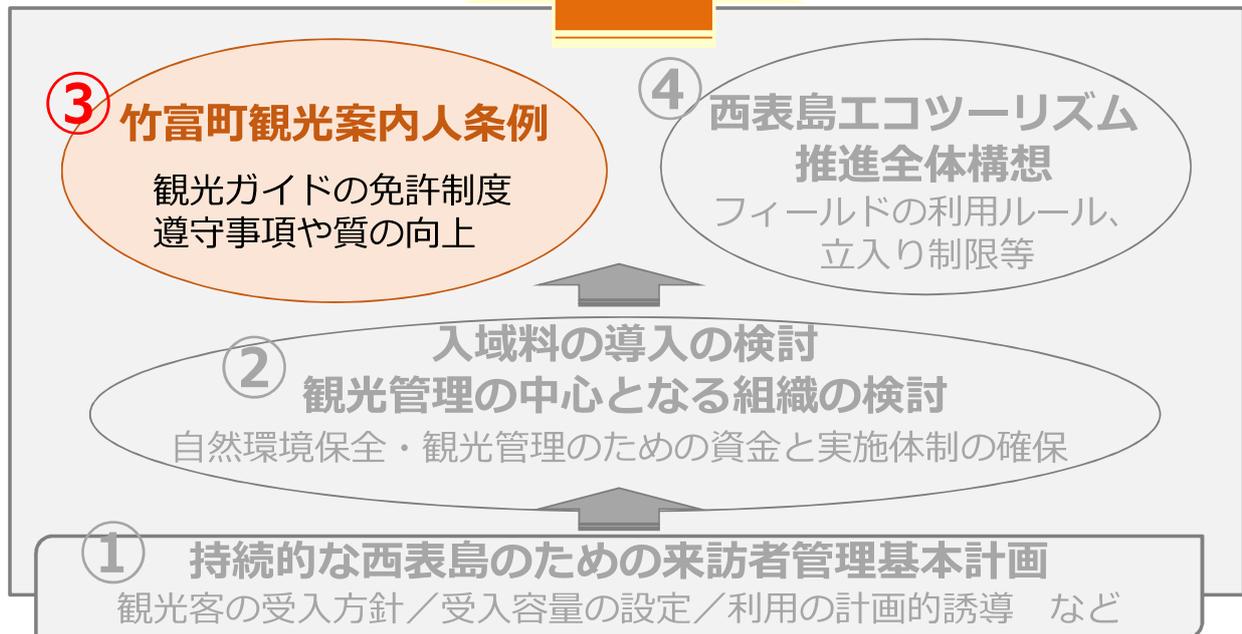
例えば

- 今日の話聞いて感じたこと、思ったこと
- 西表島の観光に関する想いやご意見
- 観光をよりよいものにしていくための取組について
- 自然環境保全を目的とした入域料の導入について
- 観光に関して困っていることや守ってほしいこと、あるいは、こうなったらいいということ

など、何でもどうぞ 36

西表島における観光管理の枠組み

適切な観光管理の実現



37

竹富町観光案内人条例

令和2年4月1日から自然体験型観光事業者の適正化を図るため、新たな竹富町の条例がスタートします。

概要

西表島の陸域（河川域・海岸域を含む）で、自然資源を活用して観光ガイド事業を行おうとする者は、竹富町へ申請し、定められた要件を満たし、町長の免許を受けることによって、事業を行うことができるようになる。

条例と、別に定める規則において、目的、関連する主体それぞれの責務、免許申請手続と必要な要件、遵守事項、義務、処分等が定められる。

38

条例の目的

この条例は、自然観光事業の適正化を図り、かつ観光案内人に自然環境保全への積極的参画を推進することで、竹富町の自然環境に対する過剰利活用の防止、とりわけ西表島等におけるかけがえのない優れた自然環境及びその生態系の保全に寄与し、以って自然環境資源が観光資源として持続可能性をもって適正に利活用され、かつそれが永続的な地域振興にも資することを目的とする。

地域に根ざした質の高いガイドの
確保・育成を目指す

条例が適用される範囲

西表島の陸域全域(河川域、海岸域、主な属島を含む)

- * 海岸域については、規則で除外項目を設定
- * 海域については別の枠組みでの規制を検討

定義

○自然観光事業

自然環境資源を利活用して料金を受領する事業をいう。
旅館業、飲食店その他の観光事業者以外の事業者が正業で得た料金の他に別途料金を客から得ることなく西表島等の自然を観光案内する場合も当該事業とみなす。
* 規則で除外項目を設定(水牛ガイド、年配者の単発的な集落ガイド等)

○観光案内人

町長から本条例に基づいて自然観光事業を営む免許を取得した者で、観光事業者及び観光ガイドをいう。

○観光旅行者等

自然観光資源を鑑賞、見学、体験等する者。
マスコミ関係者及び調査・研究に従事する者を含める。ただし、竹富町の住民で自然観光資源を私的に鑑賞等する者は、この限りではない。

基本理念

○観光案内人は、質の高い自然環境教育の重要な担い手でなければならない。

○観光案内人は、自然環境及びその生態系の保全に向けて、互いにあるいは行政及び関係機関と連携・協働しなければならない。

○観光案内人は、地域集落の慣習等を最大限尊重するとともに、地域集落等が主催する行事・活動等に積極的に参加又は参画する等、地域社会の振興に努めなければならない。

関連する主体の責務

○町の責務

- ・竹富町全域における自然環境を保全する責務を有する。
- ・基本的かつ総合的な施策を策定、実施。
- ・観光事業者等の知識及び技能の維持向上と質の高い自然環境事業が実践されるよう、各種研修等の実施、支援体制の構築、育成を図る。
- ・観光事業者等の広報活動等を通じて、自然観光資源の持続可能な利活用の適正化及びその発展を図る。

○観光案内人の責務

- ・本条例やその他の関係法令を遵守し、西表島の自然環境の保全及び自然環境資源の持続可能な利活用のために、最大限配慮。
- ・利用客に対して関係法令を遵守させる。
- ・利用客以外の者が関係法令に違反していることを知った場合には、適切に対応するよう努める。
- ・竹富町の名譽を毀損しないよう、最大限配慮。

○観光旅行者等の責務

- ・観光案内人の指示に従う。町が実施する施策に協力。
- ・マスコミ等関係者は西表島等に立ち入る場合、届出を提出。

○町民の責務・町が実施する施策に協力。

免許申請手続、必要な要件等

○自然観光事業を営もうとする者は、本条例に基づく手続に従い、町長の免許を受けなければならない。

○免許を受けようとする者は、次の事項が記載された文書を添えて、町長に申請しなければならない。

- ・事業者の氏名（法人名）及び住所その他の連絡先
- ・代表者ならびに全てのガイドの氏名及び住所その他の連絡先
- ・従業員の総数
- ・事業において利活用する自然環境資源（フィールド）の名称
- ・事業者ならびに全てのガイドの身分証明書写し
- ・事業者の西表島における事業実績を証明する文書（規則で定める西表島におけるガイド実働年数または日数）
- ・事業を営む上で発生し得る事故に対応する賠償責任保険の加入証明
- ・事業者ならびに全てのガイドの普通救命救急講習の受講証明
- ・西表島内の公民館の所属証明（証明できない者は、地域集落等が主催する行事・活動等への積極的な参加や、地域社会の振興に努めている実績を疎明できる文書）

免許申請手続、必要な要件等

○観光案内人は、規則に定める登録料を支払わなければならない。

○観光案内人は、規則に定める講習、研修等を受講しなければならない。

○観光案内人は、申請時に記載した事項に変更があったとき、または事業を廃止したときは、速やかに届け出なければならない。

○観光案内人の免許は、規則に定める年限ごとに更新しなければならない。

○町長は、観光案内人の氏名、屋号その他の情報を公表しなければならない。

○町長は、事務手続及び講習・研修等の企画実施を、団体等に委託することができる

免許が付与されないケース

○町長は、申請者(事業者)及びガイドが以下のいずれかに該当するときには、免許を与えないことができる。

- ・事業者あるいはガイドが、心身の障害等により事業を適正に行うことができないと判断された場合
- ・事業者が、未成年者
- ・事業者あるいはガイドが、破産手続開始決定を受けて復権を得ない
- ・事業者あるいはガイドが、禁固以上の刑または竹富町の条例の過料以上の刑に処せられ、執行が終わってから5年を経過していない
- ・事業者が、免許取消処分を受けてから3年を経過していない
- ・事業者あるいはガイドが、暴力団員等の場合、または暴力団員等でなくなった日から5年を経過していない
- ・法人の役員が、上のいずれかに該当する場合
- ・その他、町長が事業を適正に行うことができないと判断した場合

遵守事項、義務等

○観光案内人の遵守事項

- ・利用者に自然観光資源の利用に関する必要な注意事項等を事前に説明し、同意書に署名。
- ・ガイド業務中は、免許証を常に携行し、外部から確認しやすい方法で掲げる。
- ・町の職員等から免許証の提示を求められたときは、提示。
- ・案内する利用者等の安全、安心な旅行を最優先と考え、その上で満足度が高い、最良の思い出が残るよう最大限配慮。
- ・竹富町自然環境保護条例の基本理念の理解と遵守。

○観光事業者の関係書類の整備

- ・観光事業者は、規則に定める関係書類を整備、保存し、町に提出。

○観光案内人の報告義務

- ・自然環境の破壊等の発見時、町長に報告。
- ・関係法令または本条例の違反者、無免許営業者も、町に報告。

○観光案内人及び観光旅行者等の自然環境破壊等に対する原状回復義務、費用弁済義務

○町長は、本条例その他の関係法令を遵守していないと認められる観光案内人及び観光旅行者等に対し、必要な措置を指導、勧告。

○町長は、勧告を受けた者が措置をとらなかった場合、措置を命ずる。

○町長は、観光案内人に対して命令をしたときは、氏名、違反内容等を公表。

○町長は、免許を取得せずに自然観光事業を営む者も、同様に公表。

行政処分

○町長は、観光案内人が以下に該当する場合に、「免許を取り消し」、または「1年を超えない範囲内で期間を定めて事業の全部もしくは一部停止」を命ずる。

- ・変更、廃業の届出をしていないことが判明したとき
- ・観光案内人が本条例もしくは関係法令の規定に違反したと認めるとき
- ・観光旅行者等、地域住民に故意または重過失によって著しい損害を与えたとき
- ・西表島における善良の風俗若しくは正常な風俗環境を著しく害したと認めるとき

47

その他

○審議会の設置

本条例の施行または改正に関し、必要な助言を得るために、関係行政機関、団体または学識経験者等で構成される審議会を設置。

○条例の見直し

おおむね5年以内に見直し。

今後のスケジュール

竹富町観光案内人条例施行規則の制定

施行規則案(1月末)⇒意見聴取(2月中頃)

⇒施行規則の決定(2月末)⇒施行規則の周知(3月)

申請に必要な講習会等の開催

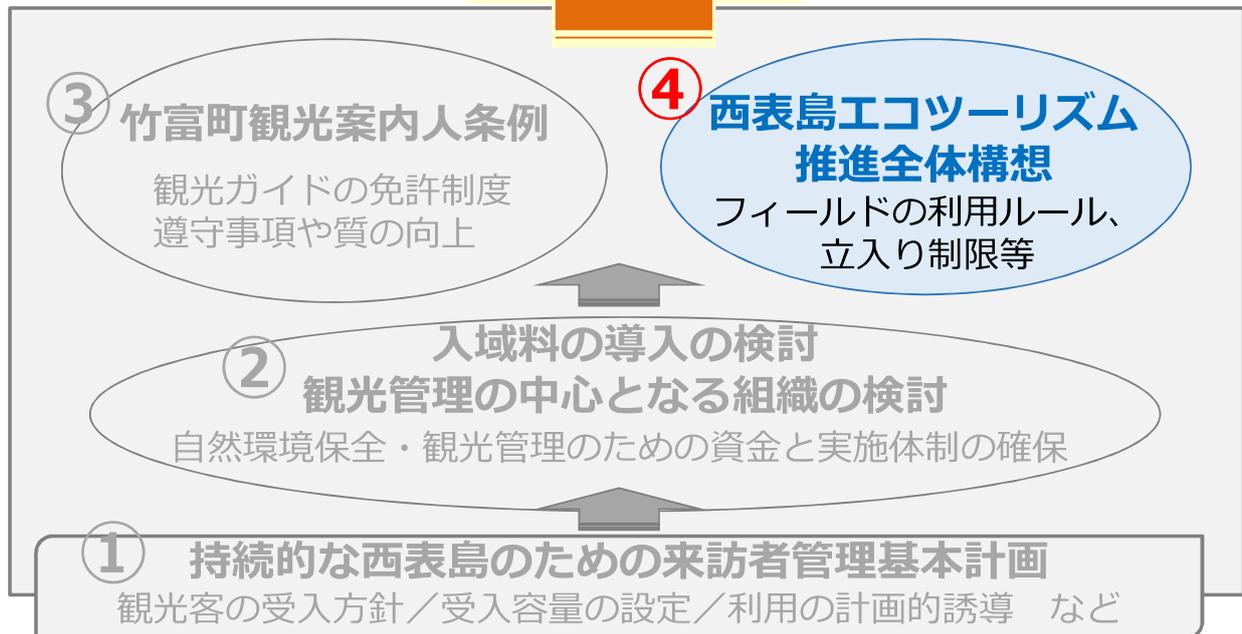
令和2年4月1日より条例スタート

経過措置期間を設け、申請受付、免許交付

48

西表島における観光管理の枠組み

適切な観光管理の実現



49

目的

【利用フィールド（山道や川、海など）の課題】

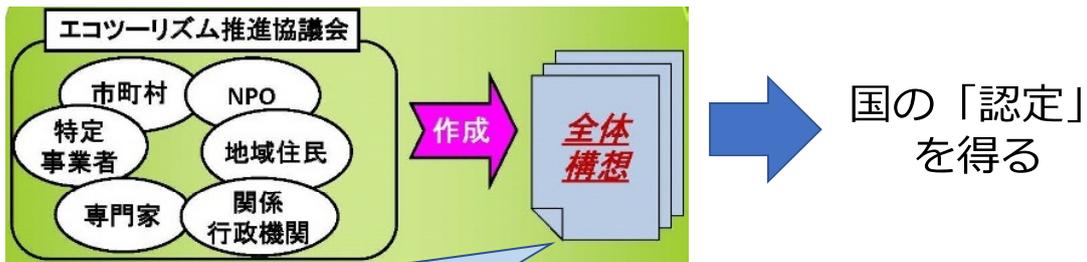
- 利用フィールドの無秩序な拡散・拡大
- 利用圧による自然環境への影響
- 利用集中による利用者の快適性・満足度の低下
- フィールドの管理者が不明確
- 保全・利用上必要な施設の整備・維持管理の不足

- 自然に悪影響を与えず、安全に質の高い利用ができるように、フィールドの利用ルールを作る
- そのために「**エコツーリズム推進全体構想**」を作成する

50

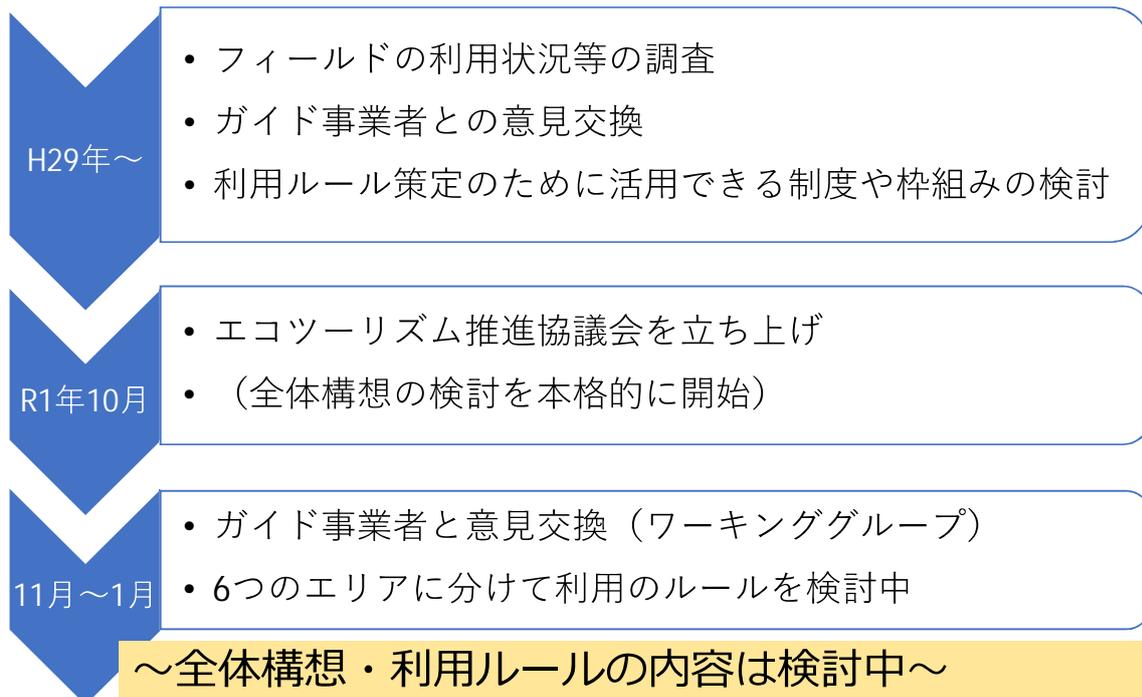
制度の概要（エコツーリズム推進法・全体構想）

- 地域の関係者の協議会で話し合っ、**「エコツーリズム推進全体構想」**を作成
- 国の認定を得ることで、**利用のルールや立入り制限を定められる。**



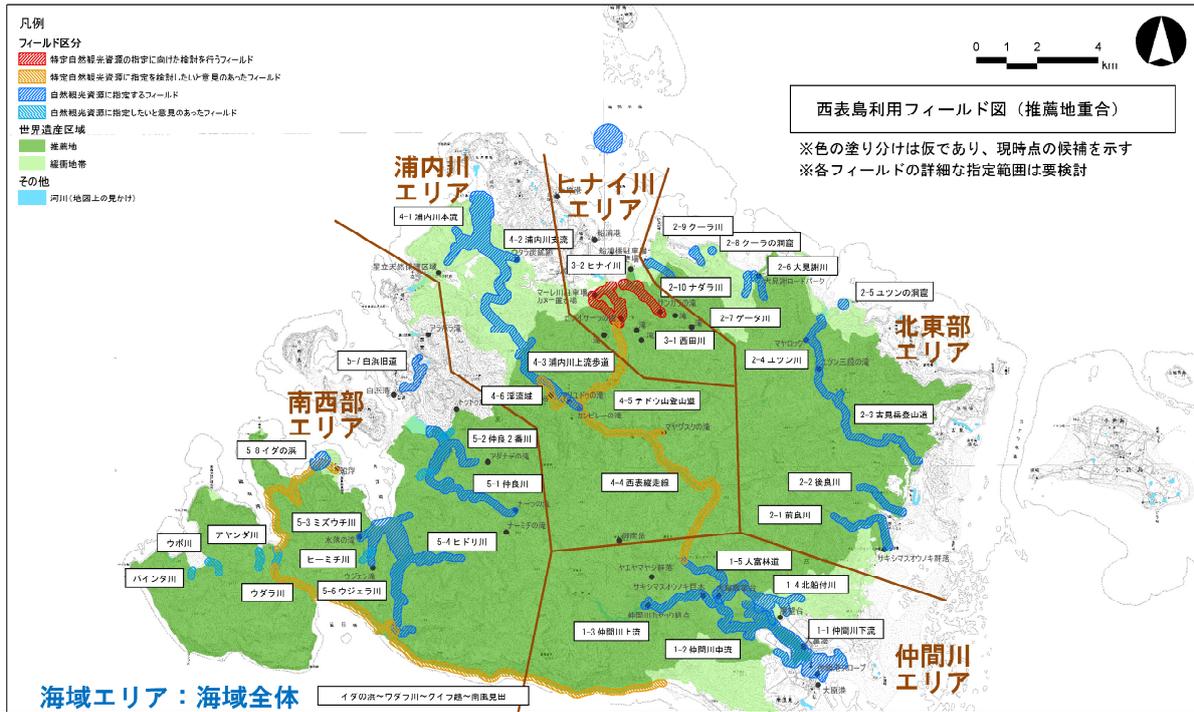
- 自然観光資源（利用ルール）
 - 特定自然観光資源（ルール+立入り制限）※罰則あり
- などを記載 51

検討の経緯



～全体構想・利用ルールの内容は検討中～
※次のスライドからは、現在の検討状況（案）をご説明

どこを自然観光資源にするのか（検討中）



ヒナイ川（ピナイサーラ）と西田川などでは、特定自然観光資源にして立入り制限をかけることを検討中
 ※規制は観光利用のみ。住民の猟や慣例的利用は制限しない

どんなルールを作るのか（検討中）

利用区分	利用の考え方	対象エリア（案）	検討内容（案）
自然観光資源	一定のルールの下で観光利用を行う	候補：主な河川や山道など（図面参照）	① 共通の利用ルール・マナー ② 自然観光資源ごとの利用ルール・マナー
		+立入り制限について検討 （特定自然観光資源）	優先検討候補： ・ヒナイ川 ・西田川 ※追加も検討
保護エリア	基本的に観光利用不可	推薦地内 かつ 自然観光資源以外のエリア	○原則、観光利用不可。ただし、実情に照らし入林が可能な内容等を要検討。（例：古道の管理、海岸での休憩等）
オープンエリア	自由な観光利用が可能	由布島、星砂の浜など	○上記の様な利用ルールは設けない（一般的なマナー等は要検討）

※「観光利用」のルール・マナーであって、住民による猟や慣習的な利用などは対象外とする
 ※担保措置（どうやって守ってもらうか）について

- ・「ルール」は、観光案内人条例と連携して、遵守するように定める。
- ・「マナー」は、観光客やガイドに広報周知して、守ってもらうように伝える。
- ・「立入り制限」は、エコツーリズム推進法によって罰則規定等がある。

どんなルールを作るのか（検討中）

①自然観光資源における共通の利用ルール・マナー（例）

• 動植物や自然への影響の抑制

- 野生動植物をむやみに採捕しない、傷つけない、持ち帰らない、移動させない。（ただし、地元の子供の教育目的で少量の採集、持ち帰りを行うことは可能。）
- 指定されたルート上を歩くこととし、むやみに道を外れない。（緊急時は例外あり）

• 迷惑行為の防止

- カヌーやSUPを河川、マングローブ林内、海岸、またはそれらの周辺に日をまたいで放置しない。
- 濡れたり汚れたりしたまま船やバス、飲食店等を利用しない。

55

どんなルールを作るのか（検討中）

①自然観光資源における共通の利用ルール・マナー（例）

• ゴミやトイレの処理

- 食事の残り物等も含めてゴミのポイ捨てを行わず、持ち帰りを徹底する。
- できるだけ携帯トイレを持参する。

• 安全管理

- 暴風警報、津波警報発令中だけでなく、天候の急変が予想される場合、山や川の異変に気付いた場合は、命を守る行動を最優先し、安全確保に努める。

• その他

- 狩猟の罠、刺網やガザミ漁の道具には一切触れないこと。
- 夜間に山道を利用することは控える。山道以外で夜間や早朝の利用を行う際には、安全に十分注意し、ライトの使用や騒音等について、生物や地元住民に十分配慮した行動をとる。

56

どんなルールを作るのか（検討中）

②自然観光資源ごとの利用ルール・マナー（例）

● 自然観光資源の利用範囲

- 各自然観光資源の利用範囲外（保護エリア）での自然観光事業は原則禁止とし、立入る場合には、別途、必要な手続きを行う。

※利用範囲を別途図面に定める。

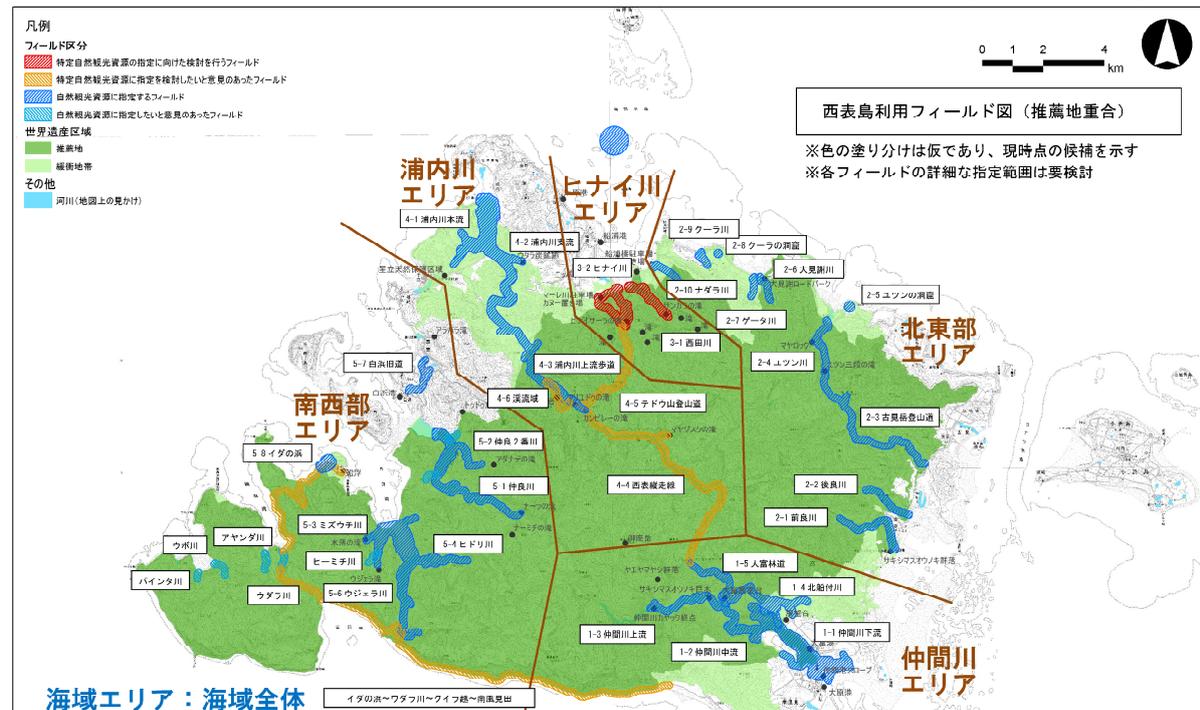
● 1日あたりの案内客数等の制限

- ガイド1名あたりが案内できる人数は●名までとする。

● その他

- ●● 滝の滝つぼでは飛込を禁止する。
- ●● の付近は船の徐行エリアとする。

どこを「特定」自然観光資源にするのか（検討中）



ヒナイ川（ピナイサーラ）と西田川などでは、特定自然観光資源にして立入り制限をかけることを検討中
 ※規制は観光利用のみ。住民の猟や慣例的利用は制限しない

ヒナイ川（ピナイサーラ）の状況

【現状の問題点】

- 踏圧により歩道上の樹木の根や岩が削られている
- 離合地点での林床の裸地化
- マングローブの根の損傷
- 野外排泄による悪臭の発生
- カヌーの係留
- 保管ヤードの飽和状態
- ピナイサーラの滝つぼのピーク時の過密 等

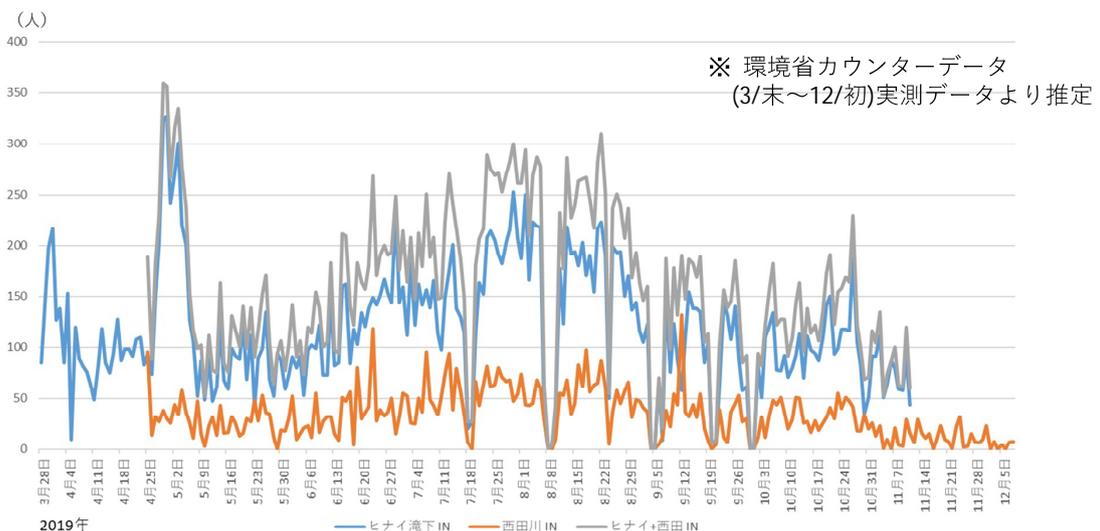


59

ヒナイ川（ピナイサーラ）の状況

<利用者数>

- マーレ川～ヒナイ川：年間3万人強、日最大300人程度
- 西田川：年間1万人強、日最大130人程度
- ヒナイ川エリア全体：年間4万人強、日最大360人程度



60

どんなルールを作るのか（検討中）

③特定自然観光資源の立入り制限

(1) 事前承認

- ・ エリア内に立ち入る者は事前に町長の承認を得る

(2) 期間

- ・ 例：通年にわたり実施

(3) 人数

- ・ 例：マーレ川～ヒナイ川：●●人/日
西田川：●●人/日
ヒナイ川エリア全体：●●人/日 を上限

※各川の上限人数の設定は慎重に検討

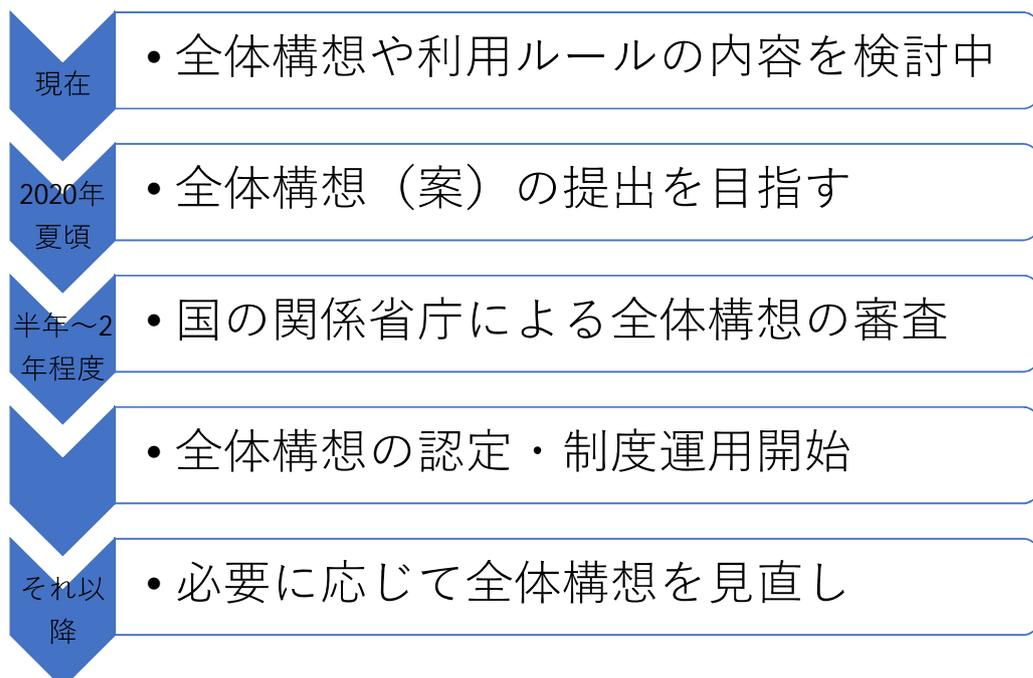
(4) その他

- ・ 竹富町観光案内人条例に基づく「観光案内人」の免許取得者等の同行を義務付ける

✓地元住民の利用（イノシシ猟、私的なレクリエーションなど）や歩道の維持管理のための立ち入りなどに関しては、除外規定を設ける

61

全体構想策定のスケジュール



62

質問・意見交換

みなさまの考えやご意見をぜひ聞かせて下さい
今後検討を進めるための参考にさせていただきます

例えば

- 今日の話聞いて感じたこと、思ったこと
- 西表島の観光に関する想いやご意見
- 観光をよりよいものにしていくための取組について
- 自然環境保全を目的とした入域料の導入について
- 観光に関して困っていることや守ってほしいこと、あるいは、こうなったらいいということ

など、何でもどうぞ 63